

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人伊藤博夫の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。

また、記録を調べても、所論の点につき刑訴法四―一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四―四条、三九六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官 大沢一郎公判出席

昭和四二年五月二五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田	誠
裁判官	入	江	俊 郎
裁判官	長	部	謹 吾
裁判官	松	田	二 郎
裁判官	大	隅	健 一 郎